

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士福間則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: [office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆: 弁護士尾崎悠吾



## Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

### AIが生み出した創作物と著作権

1 最近、人工知能(AI)に、プログラムを使って大量の学習用データを学習させた上で、人が与えた指示に基づき、絵を描かせたり、小説を書かせたり、作曲をさせたりするというのが行われており、人間が制作したコンテンツとの見分けがつきにくい物も現れています。

2 (1)このようなAIが生み出した創作物は、著作物として法的に保護されるのでしょうか。

(2)また、他人が保有している大量のデータをAIに学習させることは、その著作権の侵害にならないのでしょうか。

3 (1)について

著作権法では、「著作物」を作成した著作者に著作権を認めています。

著作権が認められると、他人が著作権者の許可なく著作物を利用することが禁止されます。

「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を言います。

著作物と言うためには、対象物に著作者の「思想又は感情」が含まれている必要があり、思想・感情を含むとは、人間の創作的な関与があることを言いますので、人間の創作行為が介在しない物については著作物としての保護がありません。

AI(人工知能)ではなく、コンピュータによる創作物、例えば、CG(コンピュータグラフィックス)、機械翻訳、自動作曲などについては、人が思想・感情を創作的に表現するための「道具」(ツール)としてコンピュータシステムを使用したと認められる場合が多く、その場合には、その使用者の著作物として認められるとされています。

コンピュータを使用した人が、一定の創作意図の下に、それに適したコンピュータシステムを選択・構築して、必要なデータを入力し、適当なプログラムを実行することによってデータを処理して結果を出力し、その結果を当初の意図に照らして吟味・修正するという一連の過程に、創作的な寄与が見いだされる、ということです。

AIについても、コンピュータの場合と同様に、AIを道具として使用したにすぎないと言える場合、すなわち、AIが生み出した絵や小説や楽曲などのコンテンツについて、人間に直接由来する創作的な表現が認められる場合には、AIの使用者の著作物と認められると考えられます。

他方で、人がAIに指示して作成させた物であっても、人間の創作的な関与がなく、AIが主体となって作成したと言えるようなコンテンツについては、現在の著作権法では、著作物として法的に保護されないと考えられます。

4 (2)について

AIの中には、プログラムを使って大量のデータを学習する機能が搭載されているものがあります。

著作権法30条の4第2号では、情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと)の用に供する場合には、その必要と認められる限度において利用することができることとされており、上記学習機能は、原則として著作権侵害になりません。

もっとも、同条但し書きでは、著作物の種類・用途や利用の態様に照らして著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでないとしてされていますので、注意が必要です。